

びわ湖フローティングスクール YouTube チャンネル利用要領

(目的)

第1条

この要領は、滋賀県立びわ湖フローティングスクールが、一連の活動について動画共有サービス YouTube を利用して情報発信するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) YouTube YouTube, LLC. がインターネットにおいて提供する動画共有サービスをいう。
- (2) アカウント YouTube 上において動画を管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (3) 公式アカウント びわ湖フローティングスクールが管理するアカウントをいう。
- (4) 公式チャンネル 公式アカウントで管理され、びわ湖フローティングスクールの動画が掲載されているチャンネルをいう。

(運用管理者)

第3条 公式アカウント、公式チャンネルの運用管理はびわ湖フローティングスクール所長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウント、公式チャンネルの適切な運用管理を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) YouTube 上への情報の掲載および削除等の承認、指示
- (2) ユーザー情報やパスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
- (4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

第4条 公式チャンネルでは、次に掲げる情報を提供する。

- (1) びわ湖フローティングスクールの児童学習航海に関する情報
- (2) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 びわ湖フローティングスクールが別途定める「びわ湖フローティングスクールソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等をびわ湖フローティングスクール公式ホームページ上に明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、「びわ湖フローティングスクールソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

付則

本要領は、平成31年2月28日から施行する。